

令和 7 年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説 明 資 料

◎所管事項説明

- (1) 「『令和 7 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答について（関係分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) カムチャツカ半島の地震に伴う津波への対応について・・・・・・・・・・ 2
- (3) 令和 7 年 9 月 12 日から 13 日にかけての大雨への対応について・・・・・・・・ 5

令和 7 年 1 0 月 1 7 日
防 災 対 策 部

◎所管事項説明

(1)「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について(関係分)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
1-1	災害対応力の充実・強化	防災対策部	地域の道路や河川等の実態は地域の職員がよく把握しており、災害発生時の地域機関の担う役割は大きいと考えるため、地域機関の災害対応力の強化を図られたい。	災害即応体制について、地域機関の所掌事務を検証し、県災害対策本部と地域機関の役割を再整理し、所掌事務を見直したところです。地域機関の災害対応力を高めるため、引き続き、職員の人材育成を推進するとともに、本庁担当課と地域機関との意見交換会の定期的な開催等により、協力して迅速に対応できる体制を強化していきます。
			災害発生時に緊急派遣チームが機能するよう、実際の災害時の状況に即した訓練や市町職員との顔合わせの機会をしっかりと確保されたい。	緊急派遣チームは、毎年度当初に開催する研修の場を活用し、全ての市町の防災担当者にも参加いただいた上で、各市町のハザードマップや庁舎のレイアウトを共に確認するなど、顔の見える関係構築に取り組んでいます。また、市町が実施する図上訓練へも参加しており、今後も災害発生時に緊急派遣チームが機能するよう研修や訓練に取り組んでいきます。
1-2	地域防災力の向上	防災対策部	令和6年能登半島地震では災害関連死が直接死を上回った。災害関連死を防ぐためにも、市町域や県域を超えた広域避難のあり方が重要であるとする。広域避難の調整や体制づくりは、県の役割であるとするため、今後の課題としてしっかりと取り組まれたい。	現在、国において、広域避難のあり方の検証が行われているところです。その検証についての状況を適切に把握するとともに、県としても広域避難の課題や方向性について関係機関と連携しながら、整理していきたいと考えています。
			安全な避難路の確保をはじめとした県内の学校における防災対策について、十分なものとなっているか改めて市町と連携しながら検証されたい。	今年度は、新たな南海トラフ地震被害想定を策定するタイミングであることから、このタイミングを捉え、市町の教育委員会と意見交換しながら、県教育委員会の防災担当や学校防災アドバイザーも活用しつつ、学校と一体となり、学校の防災対策に取り組んでいきたいと考えています。
			みえ防災コーディネーターが防災活動を行う際に、その地域の特性や災害リスクに応じた伝え方ができるよう、派遣されるコーディネーターの人選方法を工夫されたい。	みえ防災・減災センターでは、養成したコーディネーターが地域の実情に応じた防災活動や近年の災害事例をふまえた啓発を行えるよう研修会を開催しているところです。この研修会において、コーディネーターが伝え方に関するスキルも上達できるよう研修内容を工夫しながら取り組んでまいります。

（２）カムチャツカ半島の地震に伴う津波への対応について

令和 7 年 7 月 30 日 8 時 24 分にロシア、カムチャツカ半島東方沖でマグニチュード 8.8 の地震が発生しました。この地震により、北海道から和歌山県までの太平洋沿岸部に津波警報が発表されました。県内では、三重県南部に津波警報が、伊勢・三河湾に津波注意報が発表され、鳥羽市と尾鷲市で最大 40 cm の津波を観測しました。

1 津波警報発表後の県の対応

（１）県の主な対応

8 時 37 分に三重県災害対策本部を設置し、津波への警戒にあたりました。

津波到達予想時刻が 11 時 30 分であったことから、10 時 30 分に開催した知事定例記者会見において、津波からの避難について県民の皆さんへ呼びかけを行いました。その後、11 時 15 分から三重県災害対策本部会議を開催し、津地方気象台から地震・津波の状況について説明を受けた後、さまざまなチャンネルを通じて県民に対し迅速な情報提供を行うこと、被害の発生に備えて万全の体制を整えること、関係機関と連携して被害情報の収集を行うことを確認しました。

表 1：県の主な対応

		地震・津波の状況	主な対応状況（●：三重県、○：海上保安庁）
7月30日	8:24	カムチャツカ半島付近を震源とする地震発生	
	8:37	津波注意報 発表（三重県南部）	●県災害対策本部を設置
	9:40	津波警報 発表（三重県南部）	
		津波注意報 発表（伊勢・三河湾）	
	10:30		●県民への呼びかけ（定例記者会見）
	11:00		●三重県警ヘリによる上空偵察
	11:15		●三重県災害対策本部会議を開催
	12:00		○海上保安庁ヘリによる上空偵察
	16:02		●市町へ「災害時の熱中症予防に関する留意事項」を送付
	18:30	津波警報から津波注意報へ切り替え（三重県南部）	
	21:00		●災害救助法を適用（鳥羽市、志摩市）
7月31日	5:00		○海上保安庁巡視艇による沿岸調査
	7:00		●三重県警ヘリによる上空偵察
	10:45	津波注意報 解除	
	10:46		●県災害対策本部を廃止

防災対策部では、SNS等を活用し、県民の皆さんへ津波への注意喚起を行うとともに、住民等に対する避難の呼びかけの実施や熱中症への注意喚起を行うよう、市町へ助言しました。加えて、三重県警や海上保安庁と連携し、ヘリコプターや船舶を用いた被害状況調査を迅速に行いました。また、津波からの避難が継

続する可能性があることから、避難所を設置した市町と調整を行い、災害救助法を鳥羽市と志摩市へ 21 時 00 分に適用しました。

その他、県土整備部や農林水産部では水門や陸閘等の閉鎖確認を行いました。観光部では、三重県観光連盟と連携し、「観光三重」のホームページや SNS を活用して観光客へ注意喚起を行いました。環境生活部では Mie Info（多言語で生活情報等を配信するホームページ）や三重県日本語教育プラットフォーム（県内の日本語教育に関するさまざまな情報を掲載するホームページ）で、津波警報の発令を周知し、注意喚起を行いました。

（２）県内市町の主な対応

県内市町では、13 市町が災害対策本部を設置するとともに、津波警報が発表された 10 市町では、合計で 76,084 人以上を対象に避難指示（警戒レベル 4）を発令しました。

避難指示を発令した市町では、避難を呼びかけた時間帯が、気温が高い日中であったことから、さまざまな熱中症対策が講じられました。

- ・指定避難所となっている小中学校では、夏休み期間中であったこともあり、より空調設備が整った教室を開放して避難者を誘導
- ・避難所の中でもより空調が効いた部屋へ避難者を誘導
- ・指定避難所ではない公共施設を開放し避難者を受け入れ
- ・備蓄していた飲料等を避難所で配布

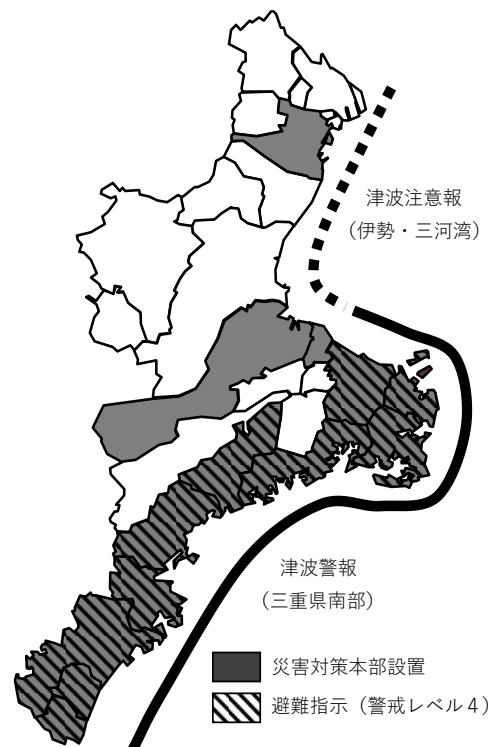


図 1 市町災害対策本部の設置・避難指示発令状況

（３）県内への影響

今回の津波によって、最大で 4,450 人以上が避難しましたが、熊野市において、津波警報を受けて移動していた車が崖から落下し、1 名がお亡くなりになりました。

県内の公共交通機関では、近鉄や JR、バスなどの陸上交通や、伊勢湾フェリー、津エアポートライン、鳥羽市営定期船等の海上交通において運転の見合わせが生じました。特に鳥羽駅では、鉄道等の運転見合わせの影響により観光客が滞留したことから、一般社団法人鳥羽市観光協会と鳥羽旅館事業協同組合が連携して観光客の送迎対応が行われました。

また、住家等の建物被害は発生しなかったものの、鳥羽市浦村地区のカキ養殖 53 事業者のうち 40 事業者に被害が発生し、同地区のカキ養殖筏約 2,000 台のうち 372 台が、アンカーロープが切れるなどにより押し流されました。さらに、南伊勢町宿浦地区の小型定置網が 1 基破損するなど、漁業施設に被害が発生しました。

2 津波警報への対応で生じた課題と今後の方針

(1) 県の対応で生じた課題と今後の対応方針

ア. 県の対応で生じた課題

津波警報への対応は平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以来 14 年ぶりであったことから、多くの職員が初めて経験する災害対応になりました。加えて、津波避難における熱中症対策について具体的なマニュアルが無かったことから、市町や県民の皆さんへの注意喚起を迅速に行うことができませんでした。

イ. 今後の対応方針

今後は、県の災害対応について、熱中症対策のマニュアル作成も含め改善を図っていくとともに、職員研修や図上訓練を通して、職員の災害対応能力の向上を図っていきます。

(2) 県内市町の対応で生じた課題と今後の対応方針

ア. 県内市町で生じた課題

県内の沿岸 19 市町に対しても、避難時の振り返りを実施しました。県内市町では、避難時は原則徒歩での移動を呼びかけていますが、地域によっては住民や観光客が自動車で避難したことにより、渋滞の発生や駐車場が満車になるなどの状況が生じました。

屋外の緊急避難場所では暑さ対策が講じられているところが少ないことや、指定避難所においても多くの避難者が押し寄せた場合、空調が行き届かない恐れがあるため、空調設備の設置やテント等の資機材の配備、避難生活時における熱中症予防としての日傘や帽子の活用周知など、より一層の暑さ対策が必要です。

イ. 今後の対応方針

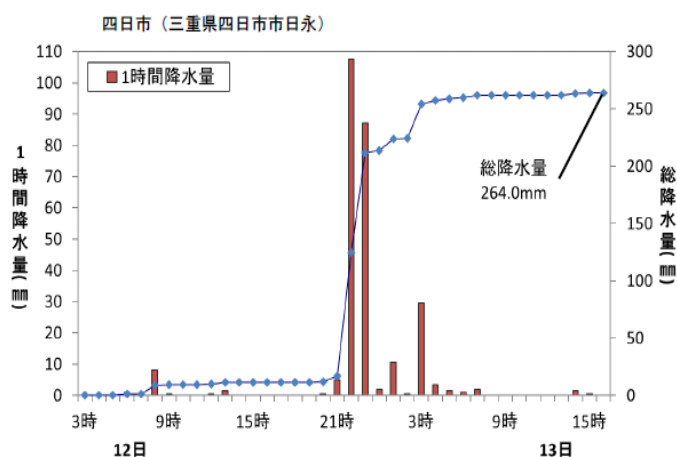
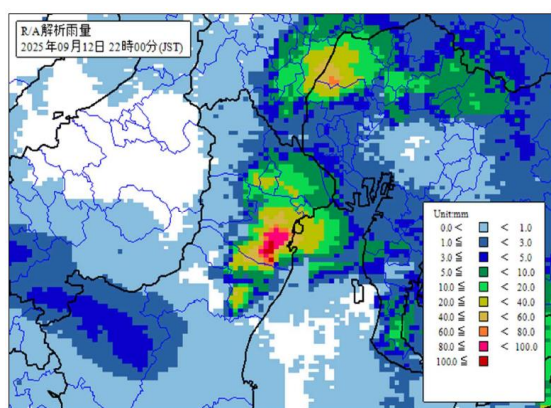
津波に対する避難について、原則徒歩での避難を行うことや自動車避難を行う場合のルールづくりについて、各市町に対し、対応を促してまいります。

個人の避難生活時の持ち出し品として、暑さ対策の物品も備えるよう、県防災技術指導員による防災講話や防災イベント等で周知啓発を行ってまいります。

市町において今回の課題を踏まえた対策が迅速に行われるよう、「いのちを守る防災・減災総合補助金」の活用を促し、指定緊急避難場所や指定避難所の環境改善を進めてまいります。

（３）令和７年９月１２日から１３日にかけての大雨への対応について

令和７年９月１２日から１３日にかけて、大気の状態が非常に不安定となり、四日市市では１時間降水量１２３.５ｍｍの猛烈な雨を観測し、統計開始以来の記録を更新するなど三重県北部で記録的な大雨となりました。この大雨に伴って、いなべ市と四日市市に土砂災害警戒情報が発表されたほか、菰野町と四日市市で記録的短時間大雨情報が発表されました。特に四日市市では、浸水害の危険性が極めて高い状態となり、中心市街地の地下駐車場や商店街などで浸水被害が発生しました。



出典：令和７年９月１２日から１３日にかけての大雨に関する三重県気象情報（津地方気象台）

１ 大雨警報発表後の主な対応状況

（１）災害対策本部での対応

- ・ １２日（金）１８時４１分、県内での大雨警報発表に伴い、三重県災害対策本部を設置し、警戒にあたりました。
- ・ １３日（土）１時２０分、ＳＮＳ等により四日市市内で浸水被害が生じたとの情報を受け、先遣隊として四日市地方部職員１名を四日市市役所へ派遣しました。
- ・ １３日（土）１時４０分、四日市市内での浸水被害の発生を受けて、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、四日市市へ災害救助法を適用しました。

（２）四日市市への支援

- ・ １６日（火）に、防災対策部と四日市地方部の職員４名を四日市市へ派遣し、令和６年奥能登豪雨の被害認定調査の支援で培ったノウハウを提供したほか、１７日（水）には、内閣府の協力を得て、四日市市職員向けに被害認定調査説明会を開催しました。
- ・ １８日（木）に、みえ災害ボランティア支援センターを設置し、メンバーを四日市市災害ボランティアセンターへ派遣し、必要な資機材の調達などの助言・提案を行うなどの支援を開始しました。

- ・ 18 日（木）に、四日市市からの支援要請に備え、三重県市町災害時応援協定に基づくカウンターパート支援の可能性がある旨を県内市町へ周知しました。
- ・ 24 日（水）に、四日市市で今後必要となる業務（住民からの相談対応、災害対応のふりかえり方法など）を整理するため、輪島市への支援経験がある防災対策部と四日市市地方部の職員 3 名を派遣し、ノウハウを提供しました。

表：主な対応状況（令和 7 年 10 月 10 日時点）

		気象情報等	主な対応状況（●：三重県、○：四日市市、◇：国土交通省）
9月12日	18:41	大雨警報（土砂災害）発表：いなべ市、菰野町	県災害対策本部設置
	19:08	記録的短時間大雨情報発表：菰野町	
	19:09	大雨警報（土砂災害）発表：四日市市	
	19:15	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）発表：菰野町	
	19:30	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）発表：いなべ市	
	19:55	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）発表：四日市市	
	22:08	記録的短時間大雨情報発表：四日市市	
	22:10	土砂災害警戒情報解除：いなべ市、菰野町	
	22:40		○避難指示発令：四日市市
9月13日	1:20		●四日市市地方部から四日市市へ先遣隊派遣
	1:40		●四日市市へ災害救助法適用を決定
	4:05	土砂災害警戒情報解除：四日市市	
	4:30	大雨警報（土砂災害）解除：いなべ市、菰野町	
	6:00		○避難指示解除：四日市市
	7:52	大雨警報（土砂災害）解除：四日市市	
	11:44		◇くすの木パークキングの排水作業開始
9月14日～15日			○被害の全体像把握のための調査実施
9月16日	10:00		◇くすの木パークキングの被害状況調査開始
	13:00		●防災対策部等職員4名を四日市市へ派遣
9月17日			○罹災証明書発行申請の受付開始 ●内閣府の協力を得て被害認定調査説明会を開催 ●中小企業者等向け経営相談窓口設置 ●県税の減免について県HPに掲載
9月18日			○被害認定調査開始 ●県内市町へ相互応援協定に基づく応援の可能性を周知 ●みえ災害ボランティア支援センター設置
9月19日			◇くすの木パークキングに関する有識者会議設置を発表
9月22日			●県内市町へ地下空間に関する浸水対策を周知
9月24日			●防災対策部等職員3名を四日市市へ派遣
9月25日			●三重県知事がくすの木パークキングを視察
9月26日			◇四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会開催
10月1日			●地下空間の浸水対策状況について改めて市町へ調査依頼

（３）県民への支援

- ・ 災害救助法の適用に伴い、被害認定調査で住宅の被害が準半壊又は半壊以上と判定された場合は、日常生活に必要最小限度の部分の応急修理費用を国と県が負担します。
- ・ 災害救助法の適用を受けて、四日市市内の中小企業者等に対して支援（相談窓口の設置、セーフティネット資金融資）を開始しました。
- ・ 自動車や事業所等の浸水被害を受けた県民に対しては、県税の減免措置（自動車税、個人事業税、不動産所得税）を行っています。
- ・ 県ホームページに、令和 7 年 9 月大雨災害に関する被災者への支援をとりまとめたページを開設し、被災者の皆さまへ情報発信を行っています。

(4) 課題と今後の対応方針

① 課題

SNSからの情報収集によって、部分的に浸水状況を把握できたものの、浸水範囲などの被害の全体像を早期に把握することができませんでした。

② 今後の対応方針

短時間の大雨により浸水被害が発生した際には、SNS情報や現場から発信される情報などから、被害の全体像を早期に把握する手法を検討します。

2 地下空間施設での浸水対策

(1) 市町への通知文書の発出

県内の地下空間施設において同種の被害が発生しないよう、防災対策部・県土整備部連名で、県内市町に向けて通知文書を発出しました。

① 9月22日付け 集中豪雨時の地下空間における浸水対策の再確認について

地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発などの4点について、再確認と必要な対策を講じるよう依頼しました。【別紙1】

② 10月1日付け 集中豪雨時の地下空間における浸水対策について（追加依頼）

9月22日付け文書に追加する形で、以下の2点について依頼し、アについては10月31日までに県への報告をお願いしています。【別紙2】

【依頼内容】

ア：「地下街等」の施設数及び施設の状況の把握

イ：避難確保計画・浸水防止計画等の作成促進

(2) 知事による現地視察

9月25日（木）、知事が四日市市長、中部地方整備局三重河川国道事務所長とともに、くすの木パーキングを視察しました。市職員や運営会社社員の説明を聞きながら、非常用発電施設や止水板などの設備や、浸水した車両の状況を確認しました。

(3) 四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会への参加

被災状況を踏まえ、施設の復旧方法や今後の対策強化策を検討することを目的として、中部地方整備局三重河川国道事務所が設置した委員会に、県も委員として参加しています。

9月26日（金）に第1回が開催され、三重河川国道事務所からくすの木パーキングの概要及び冠水の概要について説明を受けた後、現地を視察しました。

(4) 今後の対応方針

- ・上記（1）に基づく市町からの報告により県内施設の現状を把握・分析するとともに、「四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会」の検討内容を踏まえ、必要な浸水対策を検討していきます。

【参考】被害状況（令和7年10月10日時点）

1. 避難状況 最大避難者数：4世帯6名（現在はなし）

市町	避難指示（警戒レベル4）	
	対象世帯	対象人数
いなべ市	1,312	2,705
四日市市	28,011	54,481
計	29,323	57,186

2. 人的被害 なし

3. 住家被害

市町	住家	
	床上浸水	床下浸水
いなべ市	—	2件
菰野町	4件	13件
四日市市	108件	137件
合計（調査済）	112件	152件

※上記は被害認定調査の実施結果。今後変動する可能性あり。

※四日市市内における浸水被害の通報が多い3地区（中部地区、常盤地区、日永地区）を調査した数値（概算値）は床上浸水約200件、床下浸水約3,100件。

4. 河川被害

- ・氾濫危険水位を超過した河川

朝明川（12日22時50分）、天白川（12日23時30分）、海蔵川（12日22時50分）、鹿化川（13日0時10分）※（）内は氾濫危険水位解除時刻

- ・朝明川、天白川、三滝川、海蔵川、杉谷川、田口川、養父川、藤川で合計13箇所の護岸損傷が発生。（※人家等への2次被害が発生する恐れがある箇所は、ブルーシートを設置するなどの応急対策を実施）

5. 道路被害

- ・県管理国道4箇所、県道1箇所、四日市市道4箇所、菰野町道3箇所で雨量規制や冠水、法面崩落により通行止め。（※県管理国道、県道については全て解消。四日市市道は2箇所、菰野町道は1箇所解消）
- ・県道2箇所、四日市市道2箇所、菰野町道1箇所の合計5箇所で法面損傷が発生。（※道路等への2次被害が発生する恐れがある箇所は、ブルーシートを設置するなどの応急対策を実施）

6. 公共交通機関

- ・近鉄、JR東海、四日市あすなろう鉄道、養老鉄道、三岐鉄道で大雨のため運転見合わせ（※13日6:00時点で全て運転再開済み）

7. くすの木パークキングの浸水被害

- ・駐車車両については、地下1階160台、地下2階114台の計274台が浸水

施設所有者

中央通り側：株式会社ディア四日市（四日市市等が出資する第3セクター）

国道1号側：国土交通省（三重河川国道事務所）

管理・運営者

中央通り側：株式会社ディア四日市

国道1号側：株式会社TFI、株式会社ディア四日市

防災第35-10号

県土第115-43号

令和7年9月22日

各市町長 様

防災対策部長（公印省略）

県土整備部長（公印省略）

集中豪雨時の地下空間における浸水対策の再確認について

近年、線状降水帯の発生など、想定以上の大雨が短時間に発生するケースが増加しており、9月12日の三重県北部を中心とした大雨でも四日市市を中心に床上、床下浸水が多数発生し、特に地下駐車場をはじめとする地下空間において大きな被害が発生しました。

このことをふまえ、県民の生命・身体及び財産を保護するため、下記の内容について再確認し、必要な対策を講じるようお願いいたします。

記

（１）地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

豪雨時における地下階への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図るとともに、管理者及び利用者が地下空間の危険性を認識できるように、浸水想定区域の指定・周知を進めてください。

（２）施設管理者（民間施設を含む）への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達

洪水情報や避難に係る情報を迅速に地下空間の施設管理者に周知する方策（防災無線の活用や自治会等の協力など）について検討してください。

（３）避難の確保

地下街等の施設管理者に対して、「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（平成29年1月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）」を周知し、円滑な避難の確保をお願いしてください。

（４）地下街等における浸水防止用設備の維持管理点検について

地下街等の施設管理者に対して、「地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン（平成28年8月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）」を周知し、浸水防止用設備の適切な点検の実施をお願いしてください。

事務担当

三重県

防災対策部災害即応・連携課 岸江

電話 059-224-2186

メール ssokuou@pref.mie.lg.jp

県土整備部施設災害対策課 中山

電話 059-224-2674

メール saigaip@pref.mie.lg.jp

防災第 35-12 号
 県土第 115-47 号
 令和 7 年 10 月 1 日

各市町長 様

三重県防災対策部長（公印省略）
 県土整備部長（公印省略）

集中豪雨時の地下空間における浸水対策について（追加依頼）

令和 7 年 9 月 22 日付け防災第 35-10 号、県土第 115-43 号で依頼文書を発出したところですが下記のとおり追加して依頼申し上げます。また、下記依頼事項について、結果を取りまとめてご報告いただきますようお願いいたします。

なお、用語の定義を明確化するようにご意見をいただいたことから、用語の定義を行いましたのでご確認ください。

記

1 用語の定義

本依頼において「地下街等」とは以下のとおりとします。

- ① 建築基準法に基づく特定建築物のうち地階のあるもの（定期報告の対象建築物に限る。）
- ② 500m² 以上の地下構造を有する駐車場
- ③ その他浸水対策が必要と市町が判断する施設

2 追加依頼事項

（1）「地下街等」の施設数及び施設の状況の把握

各市町の「地下街等」の①施設数、②浸水防止用設備（止水板・排水ポンプ・非常用発電機など）の有無、③避難確保計画等の作成状況、④浸水防止計画等の作成状況についてご確認ください、別添様式によりご報告をお願いいたします。

（2）避難確保計画・浸水防止計画等の作成促進

「地下街等」の施設管理者に対して避難確保計画・浸水防止計画等の作成について働きかけをお願いいたします。

3 報告期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）

※期限に関わらず、取りまとめが終わり次第、ご報告ください。

また、対象施設が多く期限に間に合わない場合はご相談ください。

4 報告先

各事務担当にメールで提出をお願いいたします。

事務担当	
三重県	
防災対策部災害即応・連携課	岸江
電話	059-224-2186
メール	ssokuou@pref.mie.lg.jp
県土整備部施設災害対策課	中山
電話	059-224-2674
メール	saigaip@pref.mie.lg.jp

地下街等の浸水防止設備の状況 報告様式

市町名	
担当部署	
担当者職氏名	
電話番号	

	施設数	止水板(手動)			止水板(動力)			排水ポンプ			非常用電源			避難確保計画等			浸水防止計画等		
		あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明
①建築基準法に基づく特定建築物のうち地階のあるもの(定期報告の対象建築物に限る)																			
上記のうち地下駐車場																			
②500m2以上の地下構造を有する駐車場																			
③その他浸水対策が必要と市町が判断する施設																			
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記の施設のうち明らかに浸水被害が発生しないと判断される施設数																			
除外理由																			